平成２２年（フ）第３５７号
大分市大手町３丁目２番25―204号　リファレンス大手町
債務者　松下　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３６８号
大分県別府市大字亀川1648番地
債務者　栗原多喜子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５７９号
さいたま市西区大字飯田新田400番地　ＲＣ７―106
債務者　鈴木ひでひこ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
埼玉県鳩ケ谷市大字里1461番地の５
債務者　吉田　三恵
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
さいたま市浦和区北浦和２丁目６番５号　コート高杉102号
債務者　古濱興一郎
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
さいたま市緑区東大門３丁目７番地10　フジウェーブＢ棟303号
債務者　岩下　孝一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６１号
さいたま市南区関１丁目10番11号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８７号
神戸市東灘区森北町１丁目８番４号
債務者　板垣　英雄
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０４号
神戸市垂水区清水が丘３丁目３番10―302号
債務者　萩原　優子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１０号
神戸市兵庫区御崎町２丁目20番22―206号
債務者　篠原　重信
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９号
山口県大島郡周防大島町大字油宇1091番地１
債務者　山本　善通
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７０号
山口県大島郡周防大島町大字油宇1091番地１
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７８号
山口県岩国市川西１丁目13番17号
債務者　和泉　雅昭
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第８６号
山口県岩国市装束町５丁目４番20―207号
債務者　小笠原洋明
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２０７号
北九州市小倉北区下富野５丁目３番18号
債務者　磯貝　義親
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０８号
北九州市小倉北区下富野５丁目３番18号
債務者　磯貝美佐子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４５号
北九州市小倉北区今町１丁目２番１―102号
債務者　竹垣　年子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５８号
北九州市門司区下二十町７番４―204号
債務者　汐崎　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部